

# 品川・生活者ネットワーク

## NEWS no.125

●発行/品川・生活者ネットワーク ●発行責任者/吉田ゆみこ  
●〒140-8715 品川区広町2-1-36 ●TEL03-5742-6862  
●FAX03-5751-7106 ●発行日 2021年11月25日  
●E-mail shinagawa@seikatsusha.net



品川・生活者ネットワーク区議会議員  
**吉田ゆみこ**

品川・生活者ネットワーク幹事長 ● 文教委員会 ● 災害・環境対策特別委員会 ● 消防団運営委員会 ● 土地開発公社評議員 ● 議会改革推進会議 ● 議会だより広報会議  
<https://yoshidayumiko.seikatsusha.me/>



品川・生活者ネットワーク区議会議員  
**田中さやか**

品川・生活者ネットワーク政調会長 ● 総務委員会 ● 廃棄物減量等推進審議会 ● 議会改革ICT推進会議  
<https://tanakasayaka.seikatsusha.me/>

### 区議会 REPORT

## 第3回定例会より 再開発の 合意形成プロセス に異議あり!!

品川・生活者ネットワーク区議会議員 吉田ゆみこ

品川区議会第3回定例会が10月20日に閉会しました。品川区内では様々な地域で大規模な再開発計画が進行中です。「再開発」にすべて反対するものではありませんが、今区内で進められている再開発の進め方には大きな問題があります。



大井町駅前前で街頭吉田ゆみこ 2021.11.13

広町再開発事業は、現区庁舎がある地域と旧ひろまち保育園跡地や劇団四季に貸し出していた区有地、そしてJR東日本の所有地を含めて一体の再開発事業です。この事業が多くの区民の関心をおよぼすにはいくつもの理由があり、最大の理由はこの事業地の中に区民の財産である区有地が含まれていること、そして現区庁舎の建替え計画があるからです。区有地を、JR東日本の土地と交換して現区庁舎の土地と併せて区庁舎建替え等を行い、駅に近いエリアをJR東日本が再開発するというのです。区民としては区有地が適切な価値でJR東日本の土地と交換されるのかどうか関心を持つのは当然です。

### 区有地の所有者は区民!

問題の第一は、事業地に区有地が含まれているのに「区有地は区民の財産」と認識していない点です。

7月12日、本事業の「都市計画原案」説明会が開かれました。この説明会は都市計画法16条2項に該当する説明会で、土地の所有者など限られた権利者が対象です。しかし、前述の通り区有地が含まれる以上、当然区民は説明を受ける権利があります。ところが、区はこの説明会開催を区民へ周知せず、参加の呼びかけもありませんでした。区の担当者、JR東日本関係者、東急電鉄関係者など限られた人たちが実施されました。区議会への報告も8月になつてから。区の行政は区有地を誰のものと考えているのでしょうか。

### 区の説明不足も大問題!

事業は「土地区画整理事業」として行い、その事業の中で換地がされます。ところが、区はこの「土地区画整理事業」の具体的な進め方について議会でも、区民への都市計画説明会でも説明しません。

2021年2月24日の建設委員会では生活者ネットの質問への答弁で、初めて土地区画整理事業の施行者は「UR都市再生機構を予定している」と報告しましたが、「まだ予定だから」ということで区民への説明はしません。施行者の役割について、予定であることも含めて区民に分かりやすく説明し、事業への理解を進めるべきです。

説明会自体にも大きな問題があります。都市計画決定で、法的に必要な大事な説明会であるのにたった1回の開催、時間も1時間だけです。この時間内に十分な説明を行い、質疑も行うのは無理な話です。感染症の緊急事態宣言下であることを理由にしていましたが、もうすぐ宣言解除を取りざたされている時期でした。時期を延ばさず、複数回開催はよいのです。

### 品川区の再開発事業は見直しを!

説明不足の問題は、区内各地の再開発事業で起きています。制度や法の説明が不足し、地域の人たちへの理解が進んでいないという点は共通です。区は再開発を推進する立場の区民だけでなく、懸念や不安を持つ区民へこそ積極的に再開発準備組合など話し合いの場への参加を促し、区としても丁寧に説明を尽くすべきです。



討論の結果は賛成少数で否問されたが、「住民の不安や疑問が解消されないまま再開発の都市計画手続きに進まないで欲しい」という請願に賛成討論をする田中さやか 2021.10.20

### 市民の声は力です



運動の趣旨は自治体に対して、学校や保育園ではPRTR制度によって有害物質と指定された成分を含む合成洗剤ではなく、石けん利用を促すことにある。今年も、石けん運動に参加する市民(左)からメッセージ依頼文を環境課長と河川下水道課長へ手渡し、後日区長からメッセージが届けられた。

2020年、石けんの主成分である脂肪酸カリウムと脂肪酸ナトリウムが、化管法のPRTR制度(※)の第二種指定成分候補に挙げられ、多くの団体や個人が反対のパブリックコメントを提出しました。改めて文献調査が行われ、10月15日「化管法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定で、石けん成分は第一種指定成分には指定されないことになりました。

市民運動の力の結果でもあり、当然の判断ですが、懸念は残ります。国のコメントでは、「脂肪酸ナトリウムと脂肪酸カリウムには、化管法対象物質の対象外となる『半減期が1日以下』に該当する可能性があり、指定の是非について引き続き検討を行うため、今回の政令改正では指定を行わない」というのです。検討は続くのです。

今後も石けんの合成洗剤に対する優位性のアピールが必要

※化学物質排出把握管理促進法の中で事業者が管理や排出量の把握と届け出を義務付けられている有害化学物質のリスト